

## 山口線利用促進事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、山口線利用促進協議会（以下「協議会」という。）がJR山口線（以下「山口線」という。）の利用促進を図るため、協議会を構成する市町に所在する団体等が山口線を利用して実施する遠足等に係る運賃等の一部を助成するために必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 協議会を構成する市町に所在する幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学（以下「学校等」という。）
- (2) 協議会を構成する市町に所在する団体であつて、学校等に在籍する園児、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）を主たる構成員とする団体又はグループ。ただし、一家族での利用は対象としない。
- (3) その他会長が認める団体又は個人

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の補助対象者が行う遠足、社会見学、文化・スポーツ交流、観光・研修、修学旅行その他会長が認める活動（以下「遠足等」という。）において山口線を利用するものとし、3人以上の者が参加して実施するものとする。

- 2 事業に参加する児童等の安全確保や教育のために引率する者については、参加者として扱うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。
  - (1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
  - (3) その他会長が適当でないと判断したもの

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、遠足等に参加した者の乗車区間の特急料金を含む運賃（山口線の区間に限る。）とする。

- 2 前項の経費の他、出発地又は目的地から最寄り駅までの移動に必要となる路線バス、貸切バス、タクシー等の移動手段に係る経費についても補助対象経費とする。詳細な要件については、実施要領において定める。

3 第1項に規定する特急料金については、補助対象経費の上限を指定席料金を含め、一人当たり片道1,730円までとし、第2項に規定する経費については、補助対象経費の上限を一回の申請につき100,000円までとする。

4 他の補助金等の交付を受ける場合は、前3項に規定する補助対象経費から他の補助金等を除いた額を補助対象経費とする。また、引率者の公費による出張は補助対象外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とし、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、施行日から令和9年3月15日までの乗車に限る。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を実施する前日までに、山口線利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、遠足等の予定している行程がわかるものを添付して、会長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請内容の審査を行い、山口線利用促進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の実績報告及び請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、山口線利用促進事業補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、令和9年3月19日までに会長に提出しなければならない。

(1) 遠足等の行程がわかるもの

(2) 山口線利用の実績がわかるもの(領収書の写し(写真可)、事業中の写真等)

(3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告があったときは、当該報告の内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定するとともに、山口線利用促進補助金確定通知書(様式第4号)により、実績報告を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第 11 条 会長は、交付申請者の偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるとき又は交付申請者がこの要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合は、補助金の交付決定を取消し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備等)

第 12 条 補助対象者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、失効する。